

況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第22条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(入所者の病状急変等の救急時対応)

第31条 施設は、入所者の病状の急変に備えるため、その対応方針を定めなければならない。

2 緊急時の受入先病院(24時間体制)は、協力医療機関である医療法人済恵会 須藤病院とする。

3 緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法は、先ず電話(配置医師携帯電話含む)で連絡を行い、その病状等を説明した後、速やかに入所者情報書(急変時の日時、その場所、意識の有無、嘔気の有無、頭部打撲の有無、転倒の場合にはその部位、体温、血圧、脈拍、酸素濃度、日々の状態(麻痺の有無、拘縮の有無、会話が出来るか 他を記載する)を作成して、それら関係書類を持って、救急車で須藤病院に入所者を搬送する。その際、当該職員が同行する。

第7章 雑則

(改正)

第32条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成18年7月12日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月28日から施行する。

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

この規程は、平成30年6月7日から施行する。